

参考資料－2 第5回自然環境保全基礎調査，
特定植物群落調査要綱

第5回自然環境保全基礎調査 検討会及び分科会

自然環境保全基礎調査検討会名簿

座長	大島 康行	(財)自然環境研究センター理事長
	阿部 永	元北海道大学農学部教授
	糸賀 黎	長野県自然保護研究所総括研究員
	岩槻 邦男	放送大学教授
	上野 俊一	国立科学博物館名誉研究員
	大泰司 紀之	北海道大学大学院獣医学研究科教授
	奥富 清	(財)自然保護協会理事長・東京農工大学名誉教授
	菊池 泰二	九州ルーテル学院大学教授
	清水 誠	日本大学生物資源科学部教授
	鈴木 継美	東京大学名誉教授
	多紀 保彦	東京水産大学名誉教授
	藤巻 裕蔵	帯広畜産大学畜産学部教授
	湊 宏	日本貝類学会評議員
	森本 桂	九州大学名誉教授
	渡邊 信	国立環境研究所生物圏環境部長

特定植物群落分科会名簿

座長	奥富 清	(財)自然保護協会理事長・東京農工大学名誉教授
	奥田 重俊	横浜国立大学環境科学研究センター教授
	佐々木 寧	埼玉大学工学部教授
	新庄 久志	釧路市環境部環境政策課課長補佐
	野嵜 玲児	神戸女学院大学人間科学部助教授

平成 9 年度 特定植物群落調査要綱

1. 調査の目的及び概要

平成 9 年度に実施する特定植物群落調査は、下記の 3 項目について行う。

(1) 追加調査

第 2、第 3 回自然環境保全基礎調査「特定植物群落調査」において、選定もれとなった植物群落、あるいは、その後新たに発見された植物群落で、「特定植物群落選定基準」（別紙 1「特定植物群落調査（追加調査）実施要領」参照）に該当するものをリストアップし、その生育地及び生育状況について調査する。

(2) 追跡調査

第 2、第 3 回自然環境保全基礎調査「特定植物群落調査」において、選定した特定植物群落について、その後の改変等の変化状況を把握するために調査する。

(3) 生育状況調査（追跡調査）

第 3 回自然環境保全基礎調査「特定植物群落調査」生育状況調査において選定された生育状況調査群落について生育地及び生育状況について調査する。

2. 調査実施者

国が都道府県に委託して実施する。

3. 調査対象地域

全都道府県を対象とする。ただし、「追加調査」については、該当群落のある都道府県を対象とする。

4. 調査実施期間

契約締結の日から平成10年3月31日とする。

なお、本調査は平成9年度を初年度とする平成10年度までの2ヶ年計画で実施する。

5. 調査内容及び調査方法

(1) 追加調査

ア 調査対象植物群落（追加選定群落）

別紙1「追加調査実施要領」により選定する。

（昭和53年度及び昭和59～61年度に実施した特定植物群落調査により選定されたものを除く。）

イ 調査事項

（ア）植物群落の位置、面積

（イ）植物群落の概要

（ウ）保護の現状

（エ）保護管理に関する所見

ウ 調査方法

これまでに実施した自然環境保全基礎調査による植生図、空中写真を参考にしながら、既存資料その他の知見の収集等を行うと共に必要に応じて現地調査を実施する。

詳細は、別紙1「追加調査実施要領」による。

(2) 追跡調査

ア 調査対象植物群落

昭和53年度及び昭和59～61年度に実施した特定植物群落調査により選定された特定植物群落のうち、約半数を対象とする（残りの群落は平成10年度に追跡調査を行う。なお、昭和59～61年度の追跡調査で改変等で選定条件等により削除とされた群落については追跡調査を行う必要はない）。

イ 調査事項

(ア) 群落の消滅または一部改変等の変化状況及びその原因

(イ) 保護の現状及び群落に対するインパクトの状況

ウ 調査方法

対象群落について、既存資料（植生調査等）の収集、市町村からの情報収集、及び現地確認等により調査を行う。

詳細は別紙2「追跡調査実施要領」による。

(3) 生育状況調査(追跡調査)

ア 調査対象植物群落（生育状況調査群落）

昭和61年度に選定された生育状況調査群落のうち、半数を対象とする（残りの群落は平成10年度に追跡調査を行う）。

イ 調査事項

(ア) 生育状況調査群落の追跡調査

a. 植物群落の位置・面積等

b. 対象群落の概要に対する所見

c. コドラートについて

a) コドラート設定の変更(前回調査に対して)

b) コドラート内群落の概要に対する所見

c) 群落種組成の変化(前回調査との比較)

d) 群落構造の変化(前回調査との比較)

e) 群落生育状況の変化(前回調査との比較)

f) 周辺の植生及び土地利用

(イ) コドラート調査

a. 一般植生調査（植物社会学的方法による植生調査）

b. 毎木調査（樹高8 m以上の樹木のみ）

c. コドラート現況写真の撮影

ウ 調査方法

現地調査によって行う。

詳細は、別紙3「生育状況調査（生育状況調査）実施要領」による。

エ 現地調査の実施時期

現地調査（現況写真の撮影を含む）は極力夏期に実施する。

6. 調査結果のとりまとめ

受託者は、個々の調査対象群落に関する調査結果につき、別紙1「追加調査実施要領」、別紙2「追跡調査実施要領」並びに別紙3「生育状況調査（追跡調査）実施要領」に示す図表等を作成し、別紙4「都道府県別報告書作成要領」に従って、報告書、図帳等としてとりまとめ、それぞれ正副2部作成し、そのうち正本1部を平成10年3月31日までに環境庁自然保護局長あてに提出する。

7. 生育状況調査群落の追加選定

都道府県は今回追加調査において新たに選定する特定植物群落を含めた全特定植物群落の中から、特に生育状況調査群落として新たに追加して選定する必要がある場合には、別紙5「生育状況調査群落の追加選定について」に基づき、平成9年10月31日までに環境庁自然保護局長あてに追加案を提出する。

環境庁は、平成10年3月中旬までに追加群落を決定して、各都道府県に平成10年度に生育状況調査を実施する。

追加調査実施要領

1. 調査対象植物群落の選定

- (1) 調査対象とする植物群落は、群落の面積の大小にかかわらず表 1 - 1 「特定植物群落選定基準」に該当するものとする。

<表 1 - 1> 特定植物群落選定基準

- A 原生林もしくはそれに近い自然林
(特に照葉樹林についてはもれのないように注意すること)
- B 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群
- C 比較的普通にみられるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群
- D 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの(特に湿原についてはもれのないように注意すること)
- E 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの(武蔵野の雑木林、阿蘇の山地草原、各地の社寺林等。特に郷土景観を代表する二次林や二次草原についてはもれのないように注意すること)
- F 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
- G 乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
- H その他、学術上重要な植物群落または個体群
(種の多様性の高い群落、貴重種の生育地となっている群落等)

(2) 第1回～第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)等を参考にしつつ、自然公園、自然環境保全地域及びこれらの候補地に含まれるものを落とすことのないように注意し、都道府県ごとに特定植物群落を選定する。

(特定植物群落の選定上の注意)

特定植物群落の選定は、原則として、同一の相観を呈する、または優占種を有する群落毎に1件として選定すること。特に、連続する原生林(もしくはそれに近い自然林)であっても、相観または優占種の異なる場合、及びこれら原生林に囲まれて、選定基準Dに該当する湿原等の群落が存在する場合には、それぞれ別個に選定すること。

2. 特定植物群落生育地図の作成

選定した特定植物群落の生育地を、別紙1-1「特定植物群落生育地図」(以下「生育地図」という。)にならい、国土地理院発行の5万分の1地形図に表示する。

3. 特定植物群落調査票(追加調査)の作成

調査した事項は、別紙1-2「特定植物群落調査票(追加調査)」(以下「追加調査票」という。)にとりまとめるものとし、追加調査票には原則として代表的な地点における植生調査表(別紙1-3の様式による)を添付する。

この場合の植生調査表は、現地調査によるものか、既存文献資料等(原則として5年以内のもの)によるかは問わないが、選定された特定植物群落の代表的部分の植生の概要が把握できるものであること。

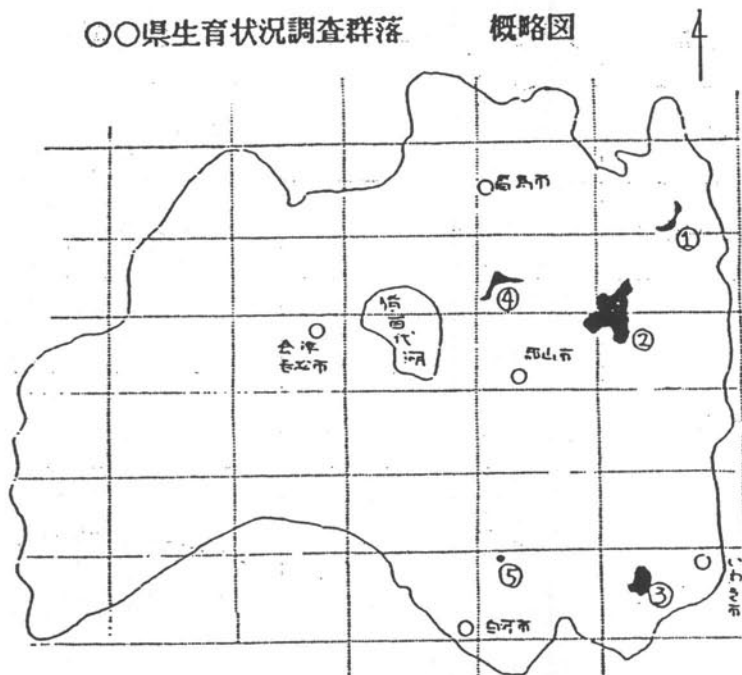
4. 特定植物群落生育地概略図の作成

当該都道府県において、今回追加調査(平成9年度)で新たに選定された特定植物群落の生育地を図示した、概略図を作成する。

概略図は、生育地図(1/5万)を参考にして、当該都道府県の概略図(A4判もしくはA3判に収まる程度)に、次の例にならい生育地を記入し、対照番号を打つ。

この際、追加調査票の「取扱」欄が『秘』のものは、その旨を記入して概略図には、その生育地を記載しなくてよい。

(例) ○○県特定植物群落生育地概略図



(注) 生育地のわきの数字は、追加調査票との対照番号である。

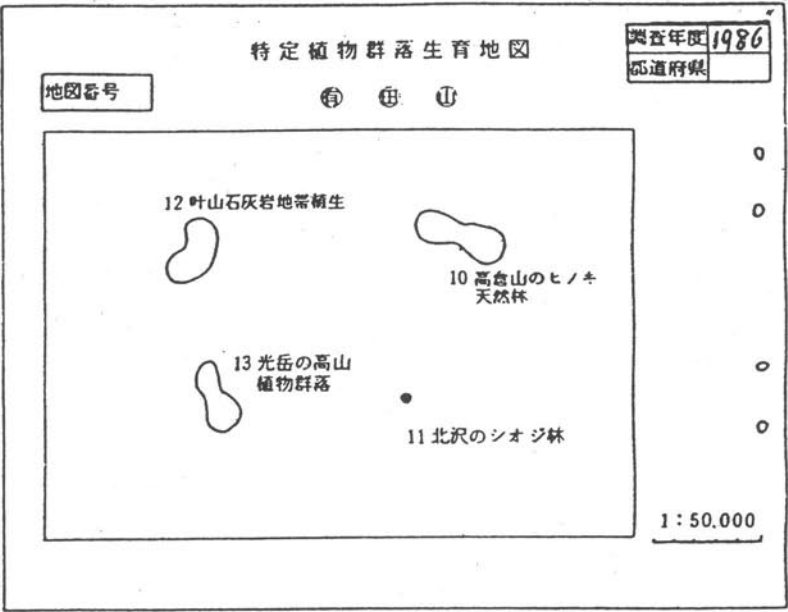
5. 調査結果のとりまとめ

上記により作成した生育地図、追加調査票等は、別紙4「都道府県別報告書作成要領」及び別紙4-1「生育地図帳」に従い、報告書あるいは図帳の形にとりまとめた上で提出する。

<別紙 1 - 1 >

特定植物群落生育地図

生育地図例

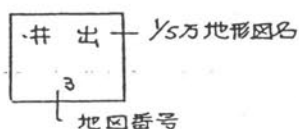
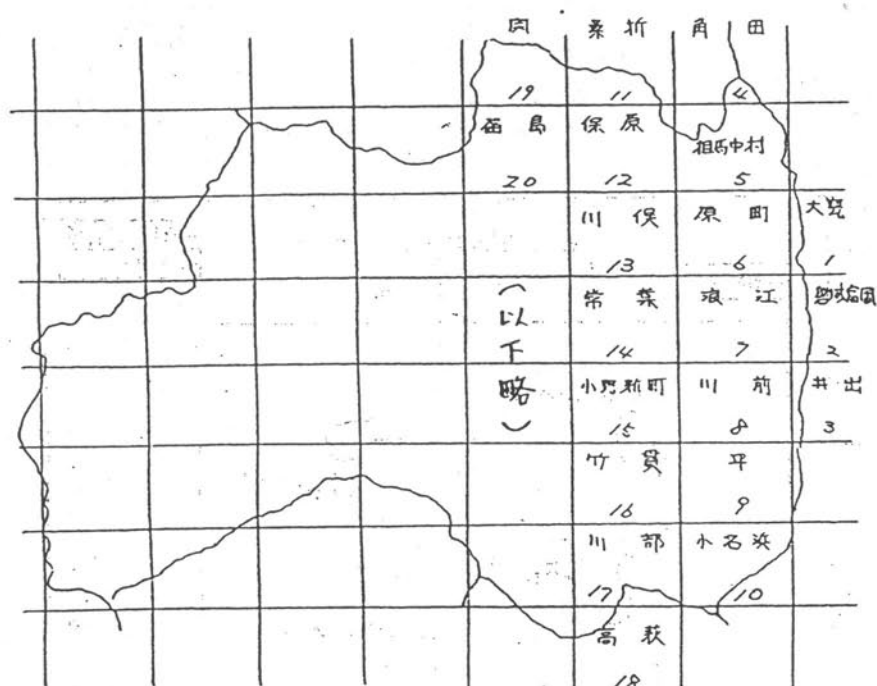


(生育地図作成上の注意)

1. 生育地図には、必ず国土地理院発行の1/5万地形図を使用する。複写図、編纂図等は使用しないこと。
2. 1/5万地形図には、都道府県単位で東側から、北から南へ「地図番号」を打つ。
(下図(以下「地図番号図」という)参照)

地図番号図

(例：福島県)



3. 調査の結果、植物群落の生育地が表示されていない地形図が出てきた場合は、当該地形図の提出は不要である。
4. 生育地図例のように、地形図の余白の所定の位置に「タイトル」、「地図番号」、「調査年度」(西暦)、「都道府県名」を黒インクで記入する。

5. 対象群落の生育地を黒枠でくくり、その位置を示すとともに、追加調査票と対照できるように対照番号と件名を記入する。くくり線は、巾0.5mm程度の黒線で引くものとし、生育地が小さくて黒線でくくれない場合は、小黑丸（・）で表示する。
6. 対照番号は、各都道府県ごとに通し番号とし、地図番号の若い生育地図から順次生育地ごとに付す。（ただし、第2回及び第3回自然環境保全基礎調査において、既に選定された群落の対照番号との重複を避け、これまでに用いた番号に引き続く通し番号とすること。）
7. 生育地が2枚以上の地形図にわたる場合は、対照番号と件名は同一のものとし、それらを関係するすべての地形図に記入する。
8. 面積が10ha未満の群落については、参考図として、その生育範囲を示す適当な縮尺の図面（1/10,000～1/1,000程度）を添付すること。なお、参考図の大きさはA4判またはA3判とし、追加調査票とともに報告書に編綴すること。

(参考図例)

コドラートの詳細図

